

多胎妊産婦への支援の強化について

多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

実施主体：市区町村

補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

事業内容

多胎妊産婦サポーター等事業（拡充）：補助単価案：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増すことが考えられることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（新規）：補助単価案：1回5,000円（5回を限度）
多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

既存事業

<多胎ピアサポート事業>

多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

<多胎妊産婦サポーター等事業>

多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。



交流会の実施など



日常生活のサポート

新規・拡充事業

<多胎妊産婦サポーター等事業の拡充>

市区町村の規模に応じて、サポーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、市町村で実施しやすい環境を整えることにより、多胎家庭の負担軽減を図る。

<多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の創設>

多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。



日常生活のサポート



多胎に係る妊婦健診の補助

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業【新規】

R3 予算案：1億円・新規

事業目的

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

事業の概要

多胎妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

実施主体：市区町村

補助率：1/2

対象者：多胎妊婦

補助単価案：1回5,000円
(多胎妊婦1人当たり5回を限度)



多胎に係る妊婦健診の補助